

## ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難する決議

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、ウクライナの主権、領土を侵し、武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であり、国際社会の平和や安全、秩序を著しく損なう暴挙である。

また、ロシアは今回の軍事侵攻に際し、核兵器の使用を示唆するような発言は、戦争による唯一の被爆国である日本として、断じてゆるすべきことではない。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻とプーチン大統領の発言に対して、厳重に抗議するものである。

大洗町議会はロシアに対し、ウクライナへの侵略、軍事行動を即時停止し、ウクライナから完全撤退するよう強く求める。

また、関係国政府においては、一日も早い平和的解決に向けた外交努力を行うよう求める。

以上、決議する。

令和4年3月16日

大洗町議会